平成２３年（フ）第８０号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多70番地
債務者　石灘マリ子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第３００号
佐賀県佐賀市東与賀町大字下古賀1631番地１
債務者　中川　健二
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９９号
鹿児島県姶良市加治木町新生町585番地13県営第２加治木団地10棟304号
債務者　春口　健吾
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
宮城県大崎市古川栄町３番53号　フォーマル98―101号
債務者　藤本　知子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
茨城県牛久市上柏田３丁目32番地４カサアミーゴＢ101号
債務者　関野　徳彦
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
茨城県牛久市南５丁目46番地12
債務者　関野　匡夫
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
茨城県牛久市猪子町798番地３　レオパレスさち102号、前住所茨城県牛久市刈谷町２丁目50番地９
債務者　宮前　昌弘
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
茨城県龍ケ崎市佐貫町589番地１　マンハイム佐貫Ａ棟303号室、前住所富山県富山市新庄町３丁目７番32―103号　ローズガーデン
債務者　宮下　智穂
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２９号
長野県安曇野市豊科高家6447番地１　西山団地３号棟201
債務者　宇野　定宏
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第８１号
長野県茅野市ちの269番地１　サンファミリーＥ号
債務者　平林　拓馬
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第７０３号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目６番１―501号
債務者　河村　啓子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７０４号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目６番１―501号
債務者　河村　要二
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７３０号
兵庫県尼崎市武庫豊町２丁目９番１―902号、前住所兵庫県尼崎市常松１丁目３番３号　コナビレッジ３棟342号
債務者　岸　由樹子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７３９号
兵庫県西宮市津門大箇町５番40―103号、従前の住所神戸市中央区栄町通５丁目１番６―601号
債務者　荻野　恵子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８５号
佐賀県佐賀市大和町大字久池井2375番地６
債務者　平山　純美
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
佐賀県鳥栖市前田町2266番地42
債務者　高祖　範子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４０号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀7402番地３
債務者　木村エツ子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係